

国家知識産権局「关于规范专利申请行为的若干规定修改草案」意見募集表

会社名：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

条項番号	修正提案 赤字下線＝追加要望 青字取消し線＝削除要望 青字太字＝修正要望	修正理由
第三条	<p>(二) 同一事業体或いは個人が明らかに先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出する。</p> <p>(三) 同一事業体或いは個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める 複数の 専利出願を提出する。</p> <p>(四) 同一事業体或いは個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである 複数の 専利出願を提出する。</p> <p>(五) 同一事業体或いは個人が複数のコンピューター技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する 複数の 専利出願 を提出する。</p>	<p>(二) 「同一」の文言は不要と考える。</p> <p>(三) 「同一」の文言は不要と考える。併せて、「複数」は「専利出願」の直前の方が分かり易いと考え。更に、通常の専利出願との区別が困難と思われるため、異常性を定義する文言を追加していただきたい。</p> <p>(四) 「同一」の文言は不要と考える。併せて、「複数」は「専利出願」の直前の方が分かり易いと考え。</p> <p>(五) 「同一」の文言は不要と考える。併せて、「複数」は「専利出願」の直前の方が分かり易いと考え。更に、単一のコンピューターで同様の異常出願を作り出した場合、排除できないことになるのは問題であり、複数のコンピューターでなければならぬ必然性はないと考える。</p>
第〇条		

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)